

# 固定資産税 都市計画税のお知らせ

納税通知書を納税者（令和7年1月1日の所有者）に送付します

問 住民生活課税務係 ①②番窓口 TEL 64・1106

（同一人が所有する「すべての土地の課税標準の合計額」が30万円、「すべての家屋の課税標準の合計額」が20万円、「すべての償却資産の課税標準の合計額」が150万円に満たない場合は、課税されません。【免税点】

よって土地、家屋、償却資産のいずれも、上記の「免税点未満」の場合は、通知書は送付されません）

◆土地・家屋は、次の内容が記載された「課税明細書」を同封していますので、現況のご確認をお願いします。

土地：所在、地番、地目、地積、価格、課税標準額、軽減税額

家屋：所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格、課税標準額、軽減税額

◆6月2日まで土地（家屋）価格等縦覧帳簿の閲覧ができます。

土地・家屋の納税者は、町内の全ての土地・家屋の価格等を縦覧できます。縦覧場所は税務係です。

◆次のような変更がある場合には、随時届出てください。

- 家屋を増改築・取壊したとき
- 土地の用途変更をしたとき（住宅用地の軽減など）
- 軽減を受ける申し出（長期優良住宅の取得、耐震・バリアフリー・省エネのための改修など、各条件があります。）

◆重複納付にご注意ください！

口座振替納付以外の方には、年4回納期の納付書と一括納付書（5月末期限）を同封します。どちらかで納めてください。

全期前納の納付書には「全」と記載されています。納付期限は6月2日（月）です。



## 未納となっている町税がある場合はすみやかに納付してください

滞納が解消されない場合は、金融機関へ預金調査や勤務先・取引先への調査など、納税義務者の意思にかかわらず差押え等の滞納処分を執行することになります。

生活が苦しいなど、やむを得ない事情があるときは、納期限までに必ず税務係までご相談ください。

## 来年度の土地の課税について（事前にお知らせします）

令和7年度中にすべての地籍調査が完了する予定です。来年度（令和8年度）から原則どおり地籍調査後の登記面積での課税を行う予定ですので、ご了承ください。

〈課税面積より登記面積が大きい場合〉

これまで、地籍調査未実施の土地との税負担を公平にするため、調査前の面積で課税していましたが、地籍調査完了後は登記面積での課税となります。